

## ○災害時における下水道施設の技術支援協力に関する協定

愛媛県（以下「甲」という。）及び県内17市町（乙1から乙17まで）（以下、乙1から乙17までを総称して「乙」という。）と公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会中国・四国支部（以下「丙」という。）は、乙の所管する下水道施設（以下「下水道施設」という。）が地震等の災害により被災した場合又は被災すると明らかに予見された場合（以下「災害時」という。）における丙の技術支援協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における丙の技術支援協力に関する基本的事項を定め、被害の拡大防止と被災した下水道施設の早期復旧を行うことを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、災害とは、地震、津波、豪雨、洪水、その他異常な自然現象によるものとする。

（技術支援協力の範囲）

第3条 丙の技術支援協力の範囲は、災害時における被害状況の調査、応急復旧方法の検討、災害査定資料の作成等、乙が要請する業務とする。

（技術支援協力の要請）

第4条 乙の丙に対する技術支援協力の要請は、様式第1により第10条に規定する甲の事務局を経由して行うこととし、甲の事務局は、乙の要請をとりまとめた上で、様式第2により第10条に規定する丙の事務局へ要請することとする。ただし、緊急時等でこれによりがたい場合は、乙自らが丙の事務局へ要請することができることとする。

2 丙は、前項による要請があった場合、速やかに丙を構成する会員の中から、支援可能な会員（以下「支援協力者」という。）を様式第3により甲又は乙へ通知することとする。

3 甲及び乙は、前項による通知があった場合、支援協力者の中から業務を実施する会員（以下「業務実施者」という。）を協議により選任し、甲は、様式第4により丙へ通知することとする。

4 丙が会員に協力要請する際に、大規模災害等により相当の時間を要すると認められる場合は、技術支援協力の実施は甲、乙及び丙による協議の上で決定することとする。

（費用）

第5条 乙と業務実施者は、前条第3項による通知後、業務内容を協議し、速やかに業務委託契約を締結することとする。

2 技術支援協力に係る費用は、支援を受けた乙の個々による負担とし、個々に業務実施者と協議することとする。

3 業務実施者は、支援業務終了後、業務委託契約書に基づく費用を乙へ請求することとし、乙は、業務実施者の請求に応じて、所定の手続により費用を支払うこととする。

（業務の実施）

第6条 業務実施者は、委託契約を締結した業務を速やかに遂行しなければならない。

2 甲及び乙は、業務実施者に不備がある場合、支援協力者の中から新たな業務実施者を選定することができることとし、第4条第3項に準じて丙へ通知することとする。

（報告）

第7条 業務実施者は、技術支援協力終了後、速やかに様式第5及び第6により乙へ報告することとする。

（広域の被災）

第8条 甲及び丙は、公益社団法人日本下水道協会が制定した「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づく下水道対策本部が設置された場合、当該下水道対策本部に関わる支援活動への対応方針について協議し、決定することとする。

（労災及び損害補償など）

第9条 支援業務において労務災害等が発生した場合は、業務実施者は労災保険を適用することとする。

2 業務実施者は、技術支援協力の実施に伴い、甲、乙及び業務実施者の責に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合、又は業務実施者等に損害が生じた場合は、その事実の発生後速やかに、その状況を書面により甲及び乙へ報告しなければならない。

3 甲及び乙は、前項による報告を受けた場合、その措置について業務実施者と協議し、決定することとする。

4 甲又は乙は、業務実施者が行った技術支援協力において瑕疵があった場合、業務実施者へ修補等を請求することができることとする。

5 前項の請求は、乙と業務実施者が締結した委託契約における契約約款等の瑕疵担保条項に基づくこととし、瑕疵担保条項によらない場合は、甲、乙及び業務実施者が協議して定めることとする。  
(事務局及び連絡体制)

第10条 技術支援に係る甲及び丙の事務局及び連絡先は、次のとおりとする。

(1) 甲の事務局は、愛媛県土木部道路都市局都市整備課とする。

(2) 丙の事務局は、公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会中国・四国支部とする。

(3) 甲、乙及び丙の連絡先は、別表に掲げるとおりとする。

(4) 連絡先に変更があった場合は、速やかに甲の事務局に連絡し、甲の事務局は別表を変更して、乙及び丙へ伝えることとする。

(情報の共有と保護)

第11条 甲、乙及び丙は、この協定による活動を円滑に行うために必要な連絡先等の情報を、相互に共有することとする。

2 業務の実施にあたっては、公益社団法人日本下水道協会、公益社団法人日本下水道管路管理業協会及び日本下水道事業団とも災害支援に関する情報を共有することがある。

3 甲、乙及び丙は、個人情報及び行政情報を取り扱う場合、その情報の保護に努めなければならない。

(合同訓練)

第12条 甲、乙及び丙は、必要に応じて情報伝達訓練等の合同訓練を行うこととする。

2 前項の合同訓練の時期及び内容は、甲、乙及び丙の協議により定めることとする。

(協定の有効期間)

第13条 この協定は、協定の締結の日からその効力を有することとし、有効期間は令和2年3月31日までとする。

2 この協定の終了1か月前までに、甲、乙又は丙から書面による協定終了の意思表示がない場合は、さらに1年間その効力を継続することとし、その後においても同様とする。

(相互協力)

第14条 この協定に基づく支援の実施にあたっては、県内の被災状況を踏まえて、甲、乙及び丙が相互に協力して対応することとする。

(その他)

第15条 この協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じた場合は、甲、乙及び丙の協議により定めることとする。

2 甲、乙及び丙は、いずれかがこの協定に違反した場合、違反した相手方への書面による通告をもってこの協定を廃止することができることとする。

本協定の締結を証するため、本書19通を作成し、甲、乙及び丙がそれぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和元年5月22日

甲 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2  
愛媛県知事

乙1 松山市二番町四丁目7番地2  
松山市長

乙2 今治市別宮町一丁目4番地1  
今治市長

乙3 宇和島市曙町1番地  
宇和島市長

乙4 八幡浜市北浜一丁目1番1号

八幡浜市長

乙5 新居浜市一宮町一丁目5番1号  
新居浜市長

乙6 西条市明屋敷164番地  
西条市長

乙7 大洲市大洲690番地の1  
大洲市長

乙8 伊予市米湊820番地  
伊予市長

乙9 四国中央市三島宮川4丁目6番55号  
四国中央市長

乙10 西予市宇和町卯之町三丁目434番地1  
西予市長

乙11 東温市見奈良530番地1  
東温市長

乙12 越智郡上島町弓削下弓削210番地  
上島町長

乙13 上浮穴郡久万高原町久万2123番地  
久万高原町長

乙14 伊予郡松前町大字筒井631番地  
松前町長

乙15 伊予郡砥部町宮内1392番地  
砥部町長

乙16 喜多郡内子町平岡168番地  
内子町長

乙17 西宇和郡伊方町湊浦1993番地1  
伊方町長

丙 広島県広島市西区南観音7丁目13番14号  
公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会 中国・四国支部  
中国・四国支部長